

別表

市町村	保証料の補助（または補給）を受ける場合の条件等		補助の方法
	補助対象者	補助割合等	
青森市	2(2)により融資（融資額が2千万円以内のものに限る。）を受けた者で、市が別に定める青森市経営安定化資金支援（県融資制度協調支援）補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	保証料全額	市が信用保証協会に補給する。
八戸市	2(2)①により融資（融資額が2千万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が6ヶ月）以内のものに限る。）を受けた者及び、2(3)②により設備資金として融資（融資額が5千万円以内のものに限る。）を受けた者で、市が別に定める「青森県・八戸市」連携融資制度保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	保証料全額	市が信用保証協会に補給する。
つがる市	2(1)～(4)いずれかにより融資を受けた者で、市が別に定めるつがる市中小企業借入資金信用保証料補給金交付規則（以下「つがる市交付規則」という。）に規定する要件を満たす者	保証料の2分の1。ただし、20万円を上限とする。	つがる市交付規則の規定により、市が中小企業者に直接補助する。
平川市	2(2)により融資（融資額が1千万円以内のものに限る。）を受けた者で、市が別に定める平川市中小企業信用保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	保証料全額	市が信用保証協会に補給する。
上北郡 六戸町	2(2)①により融資（融資額が1,250万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が6ヶ月）以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める六戸町経営安定化対策資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	保証料全額	町が信用保証協会に補給する。
上北郡 東北町	2(2)①により融資（融資額が1,250万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が6ヶ月）以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める東北町経営安定化対策資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	保証料の2分の1	町が信用保証協会に補給する。
上北郡 六ヶ所村	2(2)①により融資（融資額が1,250万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が6ヶ月）以内のものに限る。）を受けた者で、村が別に定める六ヶ所村経営安定化対策資金保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	保証料全額	村が信用保証協会に補給する。